

公益社団法人鶴見法人会

Hot Line

2017

11

November



No.547

SCHEDULE 主要行事予定 平成 29 年 11 月～平成 30 年 1 月

11 月

- 2 日(木) **一般可**
●鶴見中央支部研修懇談会
【場 所】ベストウエスタン横浜
【時 間】18:30～
- 2 日(木) **一般不可**
●総務財政委員会
【場 所】法人会会議室
【時 間】18:00～
- 6 日(月) **一般不可**
●青年部会正副部会長会議
【場 所】法人会会議室
【時 間】19:00～
- 8 日(水) **一般可**
●第 52 回チャリティーグリーン研修会
【場 所】ニュー南総ゴルフ倶楽部
【時 間】7:45 集合
- 8 日(水) **一般不可**
●支部長会
【場 所】法人会会議室
【時 間】18:00
- 9 日(木)～10 日(金) **一般不可**
●第 31 回全国青年のつどい
【場 所】高知県高知市
- 10 日(金) **一般不可**
●納税表彰式
【場 所】キリンレセプションホール
【時 間】15:20～
- 10 日(金)・24 日(金) **一般不可**
●生活習慣病検診
【場 所】ココファン横浜鶴見
【時 間】9:00～
- 13 日(月) **一般不可**
●税を考える週間行事「街頭広報」
【場 所】JR 鶴見駅東口、西口
【時 間】10:00～
- 13 日(月) **一般不可**
●理事会
【場 所】法人会会議室
【時 間】15:00～
- 14 日(火) **一般可**
●平成 29 年度第 35 回源泉所得税研修会第四講
【テーマ】「給与所得者の年末調整事務」
【場 所】法人会会議室
【時 間】15:00～17:00

- 14 日(火) **一般不可**
●駒岡支部幹事会
【場 所】重寿司
【時 間】18:00～
- 14 日(火) **一般不可**
●青年部会役員会
【場 所】法人会会議室
【時 間】19:00～
- 15 日(水) **一般不可**
●矢向江ヶ崎支部幹事会
【場 所】吉はら
【時 間】18:00～
- 16 日(木) **一般可**
●新設法人説明会
【場 所】法人会会議室
【時 間】13:30～
- 16 日(木) **一般可**
●第 21 回ほうじん劇場
【場 所】サルビアホール
【時 間】受付 17:00～ 開演 17:50～
- 17 日(金) **一般可**
●決算法人説明会
【場 所】法人会会議室
【時 間】13:30～
- 11月20日(月)・24日(金)・28日(火) **一般可**
●法人会セミナー
【場 所】鶴見中央コミュニティハウスシークレイン2階
【時 間】17:30～19:30
【定 員】各回 先着 50 名
- 21 日(火) **一般可**
●女性部会 チャリティーバザー
【場 所】鶴見区役所前広場
【時 間】10:00～
- 26 日(日) **一般可**
●第 12 回トレジャーハンティング in つるみ
【場 所】東部総合職業技術校
【時 間】10:00～

12 月

- 4 日(月) **一般不可**
●青年部会正副部会長会議
【場 所】法人会会議室
【時 間】19:00～
- 7 日(木) **一般可**
●平成 29 年度第 35 回源泉所得税研修会第五講
【テーマ】「源泉所得税実務のポイント」
【場 所】法人会会議室
【時 間】15:00

- 12 日(火) **一般不可**
●青年部会役員会
【場 所】法人会会議室
【時 間】19:00～
- 15 日(金) **一般可**
●決算法人説明会
【場 所】法人会会議室
【時 間】13:30～
- 22 日(金) **一般不可**
●青年部会 12 月例会「望年会」
【場 所】ローズホテル横浜
【時 間】19:00～

1 月

- 7 日(日) **一般可**
●鶴見七福神めぐり
【場 所】熊野神社他
【時 間】9:45～
- 9 日(火) **一般不可**
●青年部会正副部会長会議
【場 所】法人会会議室
【時 間】19:00～
- 16 日(火) **一般不可**
●青年部会役員会
【場 所】法人会会議室
【時 間】19:00～
- 17 日(水) **一般可**
●平成 30 年新年賀詞交歓会
【場 所】崎陽軒本店
【時 間】18:00～
- 18 日(木) **一般可**
●新設法人説明会
【場 所】法人会会議室
【時 間】13:30～
- 19 日(金) **一般可**
●決算法人説明会
【場 所】法人会会議室
【時 間】13:30～



鶴見区制90周年ロゴマーク

Profile

法人名 朝日オフセット印刷(株)
氏 名 宮内 こなつ 様
趣 味 旅行
支 部 潮田支部
撮影場所 三ツ池公園



INDEX

- 第34回法人会全国大会 1
- 事業Report / チャリティーバザー 2～3
- 署からのお知らせ 4～5
- 鶴見ガイドあれこれ 6
- 会員特典 7
- 新入会員紹介 / 会員増強のお願い / 税務無料相談 8
- 日本政策金融公庫国民生活事業のご案内 9
- 税を考える週間行事予定 10

第34回法人会全国大会（福井大会） 10月5日（木）

全法連主催の法人会全国大会が福井市の「福井県産業会館」にて開催され、当会から長谷川会長他5名が参加した。

この大会は「法人会の税制改正に関する提言」の内容を発表する場であり、第一部記念講演では、毎日新聞専門編集委員と良正氏による「今後の政治と経済の行方」と題しての講演、第二部記念式典では、全法連小林会長の主催者あいさつ、佐川国税庁長官、西川福井県知事、東村福井市長祝辞に続き、全法連柳田副会長による「平成30年度税制改正に関する提言事項」の説明並びに利根副会長より「大会宣言」の朗読がおこなわれ終了した。

平成30年度税制改正に関する提言

【基本的な課題】

I 税・財政改革のあり方

1 財政健全化に向けて

- (1) 消費税10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2) 「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示した。この2年間は目標を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に実行すべきである。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳入、歳入の一体改革によって進める事が重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けず分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

2 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年に1度としてきた薬価の改定を毎年実施する。さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者として認定するにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4 消費税引き上げに伴う対応措置

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対

策をとるべきである。

- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5 マイナパー制度について

6 今後の税制改革のあり方

II 経済活性化と中小企業対策

1 法人実効税率について

OECD加盟国の法人実効税率は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い、今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点から更なる引き下げも視野に入れる必要がある。

2 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達成したもののや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新などの経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得額の損金算入の特例措置の適用期間が平成30年3月末までとなっていることから直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
ア 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
イ 少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例については、損金算入額の上限（300万円）を撤廃する。

3 事業承継税制の拡充

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
ア 事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度についての要件緩和と充実
ア 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
イ 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
ウ 対象会社規模を拡大する。

III 地方のあり方

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特長に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業の多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点を立てて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても目別を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興

V その他

1 納税環境の整備

2 租税教育の充実

【税目別の具体的な課題】

I 法人税関係

1 役員給与の損金算入の拡充

- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
- (2) 同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき

2 交際費課税の適用期限延長

3 公益法人課税

II 所得税関係

1 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

2 少子化対策

III 相続税・贈与税関係

- 1 相続税の負担率ですでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
- 2 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
(1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
(2) 相続精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

IV 地方税関係

1 固定資産税の抜本的見直し

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す
- (2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す
- (3) 償却資産については「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）までに拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- (4) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2 事業所税の廃止

3 超過課税

4 法定外目的税

V その他

1 配当に対する二重課税の見直し

2 電子申告

平成30年度税制改正スローガン

- ・ 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革を！
 - ・ 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を！
 - ・ 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、税制措置でさらなる活力を！
 - ・ 中小企業は地域経済の要。
- 本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

大会宣言

われわれ法人会は、新公益法人等への移行を契機に制定した「理念」をもとに、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業のコンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は、引き続き緩やかな回復基調にあるが、未だ「好循環サイクル」には至らず、依然として力強さを欠いている。さらに、世界経済においては、アメリカの保護主義的な動きなどにより主要国の政策協調に軋みが生ずるなど、急速に不確実性が増してきている。

持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、アベノミクスの柱である成長戦略において大胆な規制改革を中心とした戦略を立て直しが必要である。

また、国家的課題である財政健全化については、プライマリーバランスの黒字化に向け、規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

法人会が長年に亘り提言してきた「法人実効税率20%台」は実現したところであるが、真の経済再生のためには、地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。われわれ法人会は「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成30年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ福井の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。



事業 Report

8月スポーツ例会 8月22日(火) 青年部会

スポーツを通じて青年部会員の親睦を図る事を目的として、ボウリング大会を川崎グランドボウルにて開催した。2ゲームを実施し、青年部会とご来賓との対抗戦(各上位5名によるアベレージ)とした。また、青年部会においては個人戦をおこなった。

ご来賓との対抗戦の勝敗は、5年連続で青年部会が勝利を収め、個人戦優勝者は、吉田副部長であった。ボウリング場でご来賓を見送った後、青年部会員は中華料理「天龍」にて表彰式および懇親会をおこない無事閉会した。



源泉所得税研修会(第3講) 9月14日(木) 源泉部会

鶴見税務署の田山上席調査官を講師にお迎えして、「報酬料金に対する源泉所得税」に関する研修会をおこない、受講者11名が参加した。



女性部会連絡協議会セミナー 9月14日(木) 女性部会

一般社団法人 神奈川県法人会連合会「女性部会 連絡協議会セミナー」がホテルメルパルク横浜にて開催され、219名の参加があり本会女性部会からは10名が参加した。

第1部は生物学者・理学博士 池田清彦氏による「がんばらない生き方 人生を楽しく生きるために」という演題で、「他人のまねでなく、自分がどういう人間か知り、自分にあった方法を見つければ楽しく

生きられる」という特別講演がおこなわれた。

第2部の懇親会では、他会の部会員と親睦を深めた。



9月研修例会 9月15日(金)~16日(土) 青年部会

今回の研修では、昨年4月に震度7の地震を記録した熊本県熊本市と益城町を訪問し、防災対策、災害リスクなどについて学んできた。また熊本法人会青年部会との事業報告会を開催し、交流を図った。空港到着後、車窓から甚大な被害のあった町並みを実際に自分達目で確認した。その後、熊本県庁を訪問し、熊本地震への対応と課題を知事公室 危機管理防災課の方より、1時間にわたり講義を受けた。続いて訪問した「再春館製菓所」では、地震の被害状況から、工場の復旧まで工場見学を交えて説明していただいた。夕食前の時間を使い、熊本法人会青年部会の方達と、事業報告会をおこなった。本部会からは、「トレジャーハンティング」の事業説明をおこない、熊本法人会青年部会からは、松尾部長より「桜の馬場 城彩苑」において、小学生対象の租税教育事業として、屋台で食べ物を販売し、収益から税金(被災地への募金)を収める事業活動の説明をうけた。本部会としても、他の事業を見習う参考になった。

2日目は、台風の影響で、当初予定していた天草観光を断念し、阿蘇方面観光へ。震災で土砂崩れにより崩落した阿蘇大橋を実際に見ることで、地震の大きな被害を体感した。被災地に赴き、自分達目で被災地を感じることで、災害リスクを軽減する準備の大切さを実感する研修旅行であった。



平成29年度税制委員セミナー 9月27日(木) 税制委員会

箱根湯本「富士屋ホテル」にて開催され、当会から長谷川会長他7名が参加し、東京国税局課税第二部法人課税課、実務指導専門官桑原英樹氏より「29年度税制改正のポイント」について説明があり、つづいて、県連税制委員長齊木貴氏より平成29年度税制改正要望事項の説明と、全法連税制副委員長長谷川勝一氏より全法連税制委員会の審議状況報告がおこなわれた。

また、特別講演では、講師にコリアレポート編集長辺真一氏を講師に迎え「アジアの風を読む」と題しての講演を聴講した。



税務研修会 10月4日(水) 女性部会

恒例の女性部会税務研修会が開催され、24名が参加した。第一部は、鶴見税務署 高津勝署長による講演で、演題は「女性活躍の時代」。社会構造の変化、少子化等により、女性が働きやすい環境が整いつつあると、鶴見区内の状況を踏まえてお話しいただいた。第二部ではグループに分かれ、税金クイズで税務署幹部の方々と真剣にまた和気あいあいと親睦をはかることができた。





生麦支部バス研修会 10月15日(日)

会員26名が参加し、東京へのバス研修会を実施した。築地場外市場を散策し、「ずしざんまい」にて昼食をとり、国会議事堂・上野西洋美術館・歌舞伎座ギャラリーの見学を楽しみ、秋の一日を満喫した。



法人会セミナー 10月17日(火) 事業委員会

平成29年度法人会セミナーを鶴見法人会会議室にて24名の参加で開催した。講師に一般社団法人ビジネスデザインビューロー代表理事の佐藤昌俊氏をお迎

えして、「経営力向上計画策定について(事業の現状認識・目標設定)」をテーマに講演をこなした。策定し認定を受けることによる自社の固定資産税の軽減、法人税について即時償却等のメリットの説明があり、有意義な時間となった。



健康セミナー 10月19日(木) 厚生委員会

健康セミナーを当法人会会議室にて開催され21名が参加した。講師に静岡県立大学名誉教授で農学博士の小國伊太郎氏をお迎えし、「緑茶と生活習慣病～がん予防作用を中心に」をテーマに、カテキンが含まれる緑茶の効能、緑茶飲用とひとの発がん抑制との関連をわかりやすく説明された。後半の質疑応答では、受講者から緑茶の有効な飲み方について多くの質問も出され、身近な話題で盛り上がるセミナーとなった。



市場支部バス研修会 10月22日(日) 市場支部

超大型台風が接近し、朝から大雨の中、42名の参加を仰ぎ、山梨方面へのバス研修会を開催した。山梨代表的な銘菓「桔梗信玄餅」の製造工場、ワイン工場の見学、ブドウの食べ放題、袋に目一杯の野菜の詰め放題等、持前の市場支部会員のパワーで悪天候を跳ね返し、会員間の交流の場として山梨でのひとときを堪能した。



女性部会から皆様へ

税を考える週間行事

チャリティーバザー開催のお知らせ

税を考える週間行事の一環として、毎年ご好評いただいておりますチャリティーバザーを下記のとおり開催いたします。皆さまお誘いあわせの上、ぜひご来場ください。お待ちしております。

日時 平成29年11月21日(火)10時～14時
場所 鶴見区役所前広場(雨天決行)



「納税証明書」は、

自宅やオフィスの
パソコンから
e-Taxソフト(WEB版)

スマートフォンや
タブレット端末から
e-Taxソフト(SP版)

を利用してオンラインで請求すると便利！

メリット

- 手数料が安価です。1税目1年度1枚370円(通常400円)
- 税務署窓口での待ち時間が短縮できます。
※ 当日の受け取りを指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。
- 電子証明書やICカードリーダーは必要ありません。
- 代理人が利用することもできます。



STEP1 オンライン請求

パソコンやスマートフォン等で納税証明書の請求データを作成し、オンラインで請求します。(※ あらかじめ利用者識別番号を取得する必要があります。)

～社会保障・税番号制度の導入に伴う新たな手続き～

平成28年1月1日以降に提出する納税証明書交付請求書には、個人番号・法人番号の記載が必要です。

STEP2 税務署窓口で本人確認

税務署窓口で本人(代理人)であることが確認できる運転免許証などの本人確認書類を提示します。(※ 代理人が受け取る場合は委任状が必要です。)

～社会保障・税番号制度の導入に伴う新たな手続き～

個人に係る納税証明書を受け取る場合、個人番号カード等の番号確認書類が必要です。
※ 代理人が受け取る場合は、本人(委任者)の個人番号カード等の番号確認書類の写しの提出が必要です。

STEP3 納税証明書の受け取り

手数料を納付して、納税証明書を書面で受け取ります。

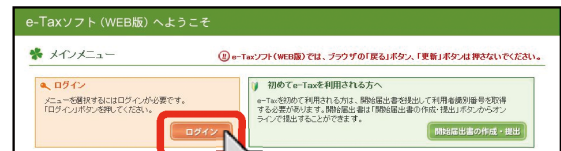


自宅やオフィスのパソコンから e-Taxソフト (WEB版)

STEP 1 e-Taxホームページ



STEP 2 e-Taxソフト (WEB版)



STEP 3 ログイン (利用者識別番号)



STEP 4 メインメニュー

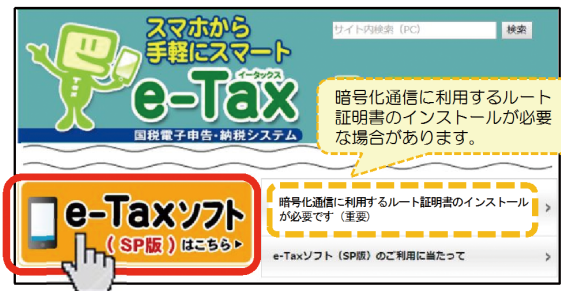


スマートフォンやタブレット端末から e-Taxソフト (SP版)

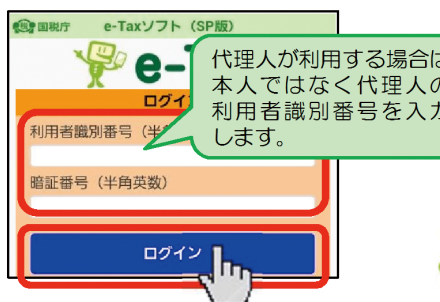
STEP 1 e-Taxホームページ



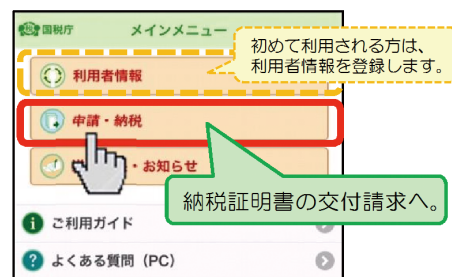
STEP 2 スマートフォン版ホームページ



STEP 3 ログイン (利用者識別番号)



STEP 4 メインメニュー



e-Taxの利用可能時間：月曜日～金曜日 8時30分～24時
 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)
 ※ メンテナンス作業等により変更する場合は、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxの操作に関する問合せ窓口
 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク：TEL 0570-01-5901
 受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時
 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

ワックン鶴見カルタのポイントめぐり

も もくもくと 日本初の 陸蒸気



鶴見区制90周年を記念して
ワックンカルタの見直しを行い、
閉鎖された鶴見リサイクルプラザを
読んだ『も』の札が新しくなりました。



明治5年、東京―横浜間に日本で初めての鉄道が開通した時、鶴見はその中の駅のひとつでした。今回の絵札には、鶴見川を渡るその蒸気機関車が描かれています。

鶴見区では、悲願ともいえる中距離電車の鶴見駅停車を目指す運動もあり、鉄道発祥の地のひとつであるとの思いを新たにしたいという願いも込められています。

そしてこのたび、お手元にカルタをお持ちの方のための、修正シールができました。

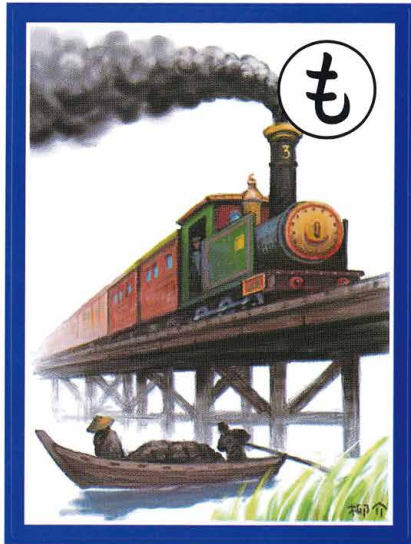
シールは、絵札、読み札、読み札の裏の説明文の3枚組になっていて、カルタにセットされている白紙カードに貼っていただけるようになっています。

ワックン鶴見カルタ 差し替え用シール



「もくもくと 日本初の 陸蒸気」

リサイクルプラザの閉館に伴い、「も」札をリニューアルしました。
お手持ちの「ワックンカルタ」に貼って、引き続きご愛用ください！



小山和雄 作

おかしょうき
陸蒸気

にほんはつ
日本初の

もくもくと

もくもくと 日本初の 陸蒸気
日本で最初に鉄道が開通したのは東京（現新橋駅）と横濱（現桜木町駅）の間です。鶴見はその中にあり、6番目に古い駅です。明治5年（1872）に両方の駅で開通の祝典が行われ、翌日から一日9往復、10両の車両で運行されました。その様子は煙突から吐き出す煙とすさまじい轟音で驚きと珍しさに、沿線は見物人で賑わったそうです。時速約60キロ、1時間で走って、運賃は下等でも今の値段で約五千円もしたそうです。

「つるみ区民活動センター」でお申し出いただければ、シールをお渡しできます。
またセンターでは、カルタやバトルシートの貸し出しもおこなっていますので、ぜひご利用ください。

つるみ区民活動センター（鶴見区役所2階）
【利用日】平日・土日祝日 8時45分～17時（水曜日は21時まで）
【休館日】第1日曜日・年末年始・施設点検日
【TEL】045-510-1694

公益社団法人鶴見法人会様 にご優待料金のご案内



源泉100%かけ流しの贅沢湯。

足湯と飲泉もできるお風呂と料理自慢の宿



大人お一人様温泉饅頭(6個入)プレゼント

※料理写真はイメージです。予告なく食材・器等変更となる場合がございます。

冬の駿河湾地魚海鮮鍋や
国産牛リブローズ南蛮味噌蒸し焼きなど
冬の味覚を思う存分ご堪能ください

冬の食彩ふらん。

2017年12月1日(金)～2018年2月28日(水)まで

※年末年始12/31から1/3は除く

【ご宿泊料金】大人お1人様(2名様以上1室)

1泊2食付き、サービス料・消費税込、入湯税150円別途(大人のみ)

宿泊料金[平日]

16,200円 →

割引料金	14,040円
[平日]	

宿泊料金[休前日]

18,360円 →

割引料金	16,200円
[休前日]	



和洋室が増えました!

GRAND
RENEWAL
OPEN
2018.3

2017年10月中旬一部客室リニューアル! エレベーター10月下旬新設

2018年3月 全館リニューアル完了



ミカン狩り

2017年10月1日(日)～
2018年1月5日(金)まで



イチゴ狩り

2017年12月15日(金)～
2018年5月7日(月)まで

伊豆長岡温泉 **京急ホテル**

〒410-2201 静岡県伊豆の国市古奈168

☎055-948-1612 www.izu-keikyu.com

お問い合わせ・お申し込みはフリーダイヤル

伊豆長岡温泉京急ホテル

☎0120-575-383

KEIKYU

京急グループ

新入会員紹介

平成29年8月～平成29年9月

支部名	法人名	正会員・賛助会員 代表者氏名		住所	
		電話		業種	紹介者
鶴見中央	(株)近畿日本ツーリスト神奈川	賛助会員	仲 章弘	西区北幸1-11-5相鉄KSビル8F	
		319-2301		旅行業	(株)阿部鋼業
末吉	森田建設(株)	正会員	森田 泰	下末吉3-18-15	
		581-3631		建設業	AIU損害保険(株)
矢向江ヶ崎	星和計装(有)	正会員	星野 哲哉	矢向1-3-2	
		573-7698		電気工事業	大同生命保険(株)
鶴見西	ハッピーファンクションデザイン(株)	正会員	石本 泰史	東寺尾東台13-12	
				情報通信	(株)野路
鶴見西	(株)エムアンドティ	正会員	阿部 政彦	北寺尾6-31-5	
		834-5075		人材派遣、請負業	(株)阿部鋼業

鶴見法人会に入りませんか？

法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。

お知り合いの法人等をご紹介ください。

鶴見税務署管内の
約2000社が入会

入会の
メリット

- 1 税務対策のサポート・経営知識等の吸収
- 2 異業種交流
- 3 福利厚生
- 4 地域社会への貢献

詳しくはwebで

<http://www.tsurumi.or.jp>

鶴見法人会

検索

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的・主体的な地域づくりを推進する団体・グループを支援しています。

税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

■相談日 11月15日(水)、平成30年1月17日(水)

■時間 午後1時 ■場所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談を希望される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。

なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

日本政策金融公庫 国民生活事業のご案内

わたしたちは、地域の皆さまのための
政策金融機関です。

日本公庫では、事業資金融資、国の教育ローンなどのほか、
経営に関する様々な情報を提供しています。



セーフティネット

創業

ソーシャルビジネス

海外展開

事業再生

事業承継

川崎支店（国民生活事業）又は専用相談ダイヤルにお気軽にご相談ください。

日本政策金融公庫川崎支店国民生活事業

TEL：044-211-1236



日本政策金融公庫
川崎支店

事業資金融資に関するご相談

事業資金相談ダイヤル

行こうよ！公庫

0120-154-505

平日9時～19時

※土日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）はご利用いただけません。

国の教育ローンに関するご相談

教育ローンコールセンター

ハローコール

0570-008656

平日9時～21時 土日9時～17時

※日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）はご利用いただけません。

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

日本公庫

検索

<https://www.jfc.go.jp/>

税を考える週間行事予定

納税表彰式

日時 平成29年11月10日(金)
受付14:10 開式15:20
場所 キリンビール(株)横浜工場
レセプションホール
主催 鶴見税務署

ほうじん劇場

日時 平成29年11月16日(木)
開演17:50～
場所 サルビアホール
演目 漫才、落語等
主催 公益社団法人
鶴見法人会 事業委員会

税の無料相談

日時 平成29年11月13日(月)
10:00～15:00
場所 鶴見区役所
主催 東京地方税理士会 鶴見支部

チャリティーバザー

日時 平成29年11月21日(火)
10:00～
場所 鶴見区役所前広場
主催 公益社団法人
鶴見法人会 女性部会

街頭広報

日時 平成29年11月13日(月)
10:00～
場所 JR鶴見駅周辺
共催 関係民間6団体
鶴見税務署
★各種パンフレット等配布

会員増強 キャンペーン

法人会
一歩踏み出す
さあ、今こそ

9月から12月までは、会員増強運動実施期間です。
お知り合いの方、ご近所の方に、声をおかけください。

(公社)鶴見法人会事務局 電話521-2531